

<p>第十二章・第十三章</p> <p>第十四章</p> <p>就労定着支援</p>	<p>基本方針（第二百六条の二）</p> <p>第一節</p> <p>人員に関する基準（第二百六条の三・第二百六条の四）</p> <p>第二節</p> <p>設備に関する基準（第二百六条の五）</p> <p>第三節</p> <p>運営に関する基準（第二百六条の六—第二百六条の十二）</p> <p>第四節</p> <p>自立生活援助</p>
<p>第十五章</p> <p>共同生活援助</p>	<p>基本方針（第二百六条の十三）</p> <p>第一節</p> <p>人員に関する基準（第二百六条の十四・第二百六条の十五）</p> <p>第二節</p> <p>設備に関する基準（第二百六条の十六）</p> <p>第三節</p> <p>運営に関する基準（第二百六条の十七・第二百六条の二十）</p>
<p>第十六章</p> <p>共同生活援助</p>	<p>第一節</p> <p>基本方針（第二百六条の十三）</p> <p>第二節</p> <p>人員に関する基準（第二百六条の十四・第二百六条の十五）</p> <p>第三節</p> <p>設備に関する基準（第二百六条の十六）</p> <p>第四節</p> <p>運営に関する基準（第二百六条の十七・第二百六条の二十）</p>
<p>第一節</p> <p>（略）</p>	<p>第五節</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p>
<p>（趣旨）</p>	<p>第一款</p> <p>この節の趣旨及び基本方針（第二百十三条の二・第二百十三条の三）</p>
<p>附則</p>	<p>第二款</p> <p>人員に関する基準（第二百十三条の十四・第二百十三条の十五）</p>
<p>（略）</p>	<p>第三款</p> <p>設備に関する基準（第二百十三条の十六）</p>
<p>（削る）</p>	<p>第四款</p> <p>運営に関する基準（第二百十三条の十七・第二百十三条の二十二）</p>
<p>第十八章</p> <p>離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十九条—第二百二十三条）</p>	<p>第五節</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p>
<p>第一款</p> <p>この節の趣旨及び基本方針（第二百十三条の十二・第二百十三条の十三）</p>	<p>第六節</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p>
<p>第二款</p> <p>人員に関する基準（第二百十三条の十四・第二百十三条の十五）</p>	<p>第七章</p> <p>多機能型に関する特例（第二百十四条—第二百十六条）</p>
<p>第三款</p> <p>設備に関する基準（第二百十三条の十六）</p>	<p>第十七章</p> <p>多機能型に関する特例（第二百十四条—第二百十六条）</p>
<p>第四款</p> <p>運営に関する基準（第二百十三条の十七・第二百十三条の二十二）</p>	<p>第十八章</p> <p>離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十九条—第二百二十三条）</p>
<p>第一</p> <p>（略）</p>	<p>第一</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。第三十条第二項、第四十一条の二第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p>
<p>二</p> <p>法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準（第二百二十五条の五第二号の規定による基準）</p>	<p>二</p> <p>法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準（第九十四条の二第二号、第二百二十五条の五第二号の規定による基準）</p>
<p>三</p> <p>（略）</p>	<p>三</p> <p>法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準（第九十四条の二第二号、第二百二十五条の五第二号の規定による基準）</p>

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百十三条の二・第二百十三条の三）	
第二款 人員に関する基準（第二百十三条の四・第二百十三条の五）	
第三款 設備に関する基準（第二百十三条の六）	
第四款 運営に関する基準（第二百十三条の七－第二百十三條の十二）	
第五章 多機能型に関する特例（第二百十四条－第二百十六条）	
第六章 削除	
第十七章 異島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十九条－第二百二十三条条）	
附則	
（趣旨）	
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	
一 （略）	
二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百二十五条の二第二号の規定による基準	
三 （略）	
四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九十四条の二第二号、第一百二十五条の二第二号、第一百六十三条の二第二号、第一百七十二条の二第二号及び第二百二十二条の規定による基準	

五 法第四十一条の二第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都

(新設)

六
第四十三条の二第一号、第四十三条の三第一号、第五十一条（第九十三条の五、第一百二十五条の四、第一百六十二条の四及び第一百七十二条の四において準用する場合に限る。）、第七十九条第二項（第九十三条の五、第一百六十二条の四及び第一百七十二条の四において準用する場合に限る。）、第八十三条第五項（第九十三条の五において準用する場合に限る。）、第九十三条の二第一号、第九十三条の三第二号、第九十三条の四第四号、第一百二十五条の二第二号、第一百二十五条の三第二号、第一百六十二条の二第二号、第一百六十二条の三第四号、第一百七十二条の二第二号並びに第一百七十二条の三第四号の規定による基準

道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九十三条の三第一号、第一百二十五条の二第一号、第一百一十五条の三第一号、第一百六十二条の二第一号及び第一百七十七条の二第一号の規定による基準

(新設)

七
法第四十一条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条（第四十三条の四、第九十三条の五、百六十二条の四、第一百六十二条の四及び第一百七十二条の四において準用する場合に限る）、第十一条（第四十三条の四、第九十三条の五、第一百二十五条の四、第一百六十二条の四及び第一百七十二条の四において準用する場合に限る）、第二十七条（第四十三条の四において準用する場合に限る）、第三十六条（第四十三条の四、第九十三条の五、第一百二十五条の四、第一百六十二条の四及び第一百七十二条の四において準用する場合に限る）、第四十条（第四十三条の四、第九十三条の五、第一百六十二条の四及び第一百七十二条の四において準用する場合に限る）、第七十三条（第九十三条の五、第一百二十五条の四、第一百六十二条の四及び第一百七十二条の四において準用する場合に限る）、第八十五条（第九十三条の五において準用する場合に限る）及び第一百六十条第四項（第一百六十二条の四及び第一百七十二条の四において準用する場合に限る）の規定による基準

八 法第四十一条の二第二項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九十三条の四第二号、第一百六十二条の三第二号及び第一百七十二条の三第二号の規定による基準

新設

九 法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条（第七条において準用する場合を含む）、第六条（第七条及び第一百二十八条において準用する場合を含む。）、第五十条、第五十一条（第八十条、第一百六十六条、第一百五十七条、第一百六十七条、第一百七十七条、第一百八十七条、第一百九十九条、第二百六十六条の四及び第二百六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第二項（第一百五十七条、第一百六十七条、第一百七十七条、第一百八十七条及び第一百九十九条において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項、第一百十五条、第一百二十七条、第一百五十六条、第一百六十条第三項（第一百七十一条、第一百八十四条、第一百九十七条及び第二百二百五十二条において準用する場合を含む。）、第一百六十六条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十七条（第一百九十九条において準用する場合を含む。）、第二百六条の三、第二百六条の十四、第二百八十二条、第二百九条（第二百十三条の五及び第二百十三条の十五において準用する場合を含む。）、第二百十三条の四、第二百十三条の十四及び第二百十五条の規定による基準

法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条（第七条において準用する場合を含む。）、第六条（第七条及び第一百二十八条において準用する場合を含む。）、第五十条、第五十一条（第八十条、第一百六十六条、第一百五十七条、第一百六十七条、第一百七十七条、第一百八十七条及び第一百九十九条において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第二項（第一百五十七条、第一百六十七条、第一百七十七条、第一百八十七条及び第一百九十九条において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項、第一百十五条、第一百二十七条、第一百五十六条、第一百六十条第三項（第一百七十一条、第一百八十四条、第一百九十七条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。）、第六十六条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十六条（第一百九十九条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百九条（第二百十三条の五において準用する場合を含む。）、第二百十三条の四及び第二百十五の規定による基準

六 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五十二条第一項（病室に係る部分に限る。）、百六十一条第四項（居室に係る部分に限る。）及び第五項第一号ハ、第一百六十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロ、第二百十一条第六項（居室に係る部分に限る。）（三百十一条の六において準用する場合を含む。）、第八項第二号（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）及び第九項第三号（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）並びに附則第十八条（居室に係る部分に限る。）の規定による基準

八 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第二百十条第四項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）、第五項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）、第七項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）及び第九項第一号（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）並びに附則第十八条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

九
法第三十条第一項第二号又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、法第三十条第二項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準　この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(新設)

第四十三条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(指定期宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定期宅サービス等基準」という。)第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問介護事業所(指定期宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定期宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合にを指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること)。
- 二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定期宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

(新設)

第四十三条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十三条の四 第四条(第三項及び第四項を除く。)、第五条第二項及び第三項、第六条並びに前節(第四十三条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(運営に関する基準)

(新設)

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(運営に関する基準)

第四十八条 第四条第一項及び第四節(第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十一条」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

第四十八条 第四条第一項及び前節(第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十一条」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

2 第四条第二項から第四項まで並びに第四節(第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)並びに第四十四条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第一条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

(従業者の員数)

第七十八条 (略)

(従業者の員数)

第七十九条 (略)

(従業者の員数)

第八十条 (略)

(従業者の員数)

第八十一条 (略)

(従業者の員数)

第八十二条 (略)

(従業者の員数)

第八十三条 (略)

(従業者の員数)

第八十四条 (略)

(従業者の員数)

第八十五条 (略)

(従業者の員数)

第八十六条 (略)

(従業者の員数)

第八十七条 (略)

(従業者の員数)

第八十八条 (略)

(従業者の員数)

第八十九条 (略)

(従業者の員数)

第九十条 (略)

(従業者の員数)

2 第四条第二項から第四項まで並びに前節(第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)並びに第四十四条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十二条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第一項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

(従業者の員数)

第七十八条 (新設)

(従業者の員数)

第七十九条 (新設)

(従業者の員数)

第八十条 (新設)

(従業者の員数)

第八十一条 (新設)

(従業者の員数)

第八十二条 (新設)

(従業者の員数)

第八十三条 (新設)

(従業者の員数)

第八十四条 (新設)

(従業者の員数)

第八十五条 (新設)

(従業者の員数)

第八十六条 (新設)

(従業者の員数)

第八十七条 (新設)

(従業者の員数)

第八十八条 (新設)

(従業者の員数)

第八十九条 (新設)

(従業者の員数)

第九十条 (新設)

(従業者の員数)

2 第四条第二項から第四項まで並びに第四節(第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)並びに第四十四条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十二条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第一項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

(従業者の員数)

第七十八条 (略)

(従業者の員数)

第七十九条 (略)

(従業者の員数)

第八十条 (略)

(従業者の員数)

第八十一条 (略)

(従業者の員数)

第八十二条 (略)

(従業者の員数)

第八十三条 (略)

(従業者の員数)

第八十四条 (略)

(従業者の員数)

第八十五条 (略)

(従業者の員数)

第八十六条 (略)

(従業者の員数)

第八十七条 (略)

(従業者の員数)

第八十八条 (略)

(従業者の員数)

第八十九条 (略)

(従業者の員数)

第九十条 (略)

(従業者の員数)

児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

（新設）

第九十三条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス等基準第二十条（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス等基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指令令第三十四条。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

（新設）

第九十三条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七百七十二条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十五条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下の条、第七百六十二条の三及び第七百七十二条の三において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七百七十二条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）第九十四条の二において同じ。（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護（指定地域密着型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。））、指定介護（指定地域密着型多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項若しくは第七百七十条第一項に規定する指定介護をいう。））、指定看護（指定地域密着型多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第六十三条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第六十二条の三及び第七百七十二条の三において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人	十七人
二十八人	十六人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十七条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第九十三条の五 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十二条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第七十七条、第七十九条及び前節（第九十三条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第六節

基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第九十四条 （略）

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

（新設）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第九十四条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十九条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第九十四条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第一百二十五条の五、第一百六十三条の二及び第一百七十二条の二において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第一百二十五条の五、第一百六十三条の二及び第一百七十二条の二において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第一百二十五条の五、第一百六十三条の二及び第一百七十二条の二において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第一百二十五条の五、第一百六十三条の二及び第一百七十二条の二において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く。第一百二十五条の五、第一百六十三条の二及び第一百七十二条の二において同じ。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通りサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは第一百七十二条の二において同じ。)を二十九人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第一百二十五条の五、第一百六十三条の二及び第一百七十二条の二において同じ。)にあっては、十八人)以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通りサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

(表略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第九十四条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通りサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第一百七十二条第一項に規定する通りサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当生活介護と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第一百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第一百七十二条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通りサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを利用するるために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、十八人)以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通りサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において准用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを利用するるために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、十八人)以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通りサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において准用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを利用するのために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、十八人)以下とすること。

三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第百二十五条の五、第一百六十三条の二及び第一百七十二条の二において同じ。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第一百七十二条に規定する基準を満たしていること。

五
（三）

（従業者の員数）
第一百十五条（略）

二
略

第一百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者、第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第百六十五条に規定する指定自立訓練・生活訓練（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る）、第二百七条に規定する指定共同

イ 指定短期入所と同時に第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第二百七条に規定する指定共同生活援助、（第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第二百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第二百八一条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百十三条

の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(第二百三十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第一百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第一百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五
四庫全書

（従業者の員数）

(略)

二
第一百六十六條第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行ふ者に限る。）第一百八十二条第一項に規定する指定共同生活援助事業者又は第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第二百七条に規定する指定共同生活援助又は第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第二百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

2 (略)

二 (略)

一 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又は口に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ又は口に定める数

イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

3 (略)

□ (略)

一 指定生活介護事業所、第二百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第二百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第二百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第二百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、第二百九十八条に規定する指定就労継続支援B型事業所（第二百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行なう者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第三項に規定する指定通所支援の事業を行なう者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において「指定生活介護事業所等」という。（以下この章において「指定短期入所の事業を行なう場合 イ又は口に掲げる指定短期入所の事業を行なう時間帯に応じ、それぞれイ又は口に掲げる数

イ 指定生活介護、第二百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第二百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第二百八十五条に規定する指定就労継続支援A型、第二百九十八条に規定する指定就労継続支援B型、第二百七条に規定する指定共同生活援助、第二百十三条规定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第三項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

□ (略)

二 (略)

(定員の遵守)

第一百二十四条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対しても同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

2 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行なう事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行なう事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 (略)

二 指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又は口に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それ又は口に定める数

イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

3 (略)

□ (略)

併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、第二百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第二百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第二百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第二百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、第二百九十八条に規定する指定就労継続支援B型事業所（第二百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行なう者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第三項に規定する指定通所支援の事業を行なう者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において「指定短期入所の事業を行なう時間帯に応じ、それぞれイ又は口に掲げる数

イ 指定生活介護、第二百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第二百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第二百八十五条に規定する指定就労継続支援A型、第二百九十八条に規定する指定就労継続支援B型、第二百七条に規定する指定共同生活援助、第二百十三条规定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第三項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

□ (略)

二 (略)

(定員の遵守)

第一百二十四条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対しても同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数のこと。

三 (略)

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行なう指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第一百一十五条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準第二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等基準第二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利

用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が一〇・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第一百一十五条の三 共生型短期入所の事業を行なう指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準

(新設)

二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数のこと。

三 (略)

(新設)

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第二百七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第二百七十二条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第一百三十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定に、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2・3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第一百三十四条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

(削る)

- 2| 第百三十四条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。
- 3| サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。
- 4| 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

第九章 自立訓練 (機能訓練)

第一百五十五条 自立訓練 (機能訓練) (規則第六条の六第一号に規定する自立訓練 (機能訓練) をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス (以下「指定自立訓練 (機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第一百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで及び第八十五条の二から第九十二条までの規定は、指定自立訓練 (機能訓練) の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百六十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第一百五十九条第一項」と、「第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは、「第一百五十九条第二項」と、「第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第一百六十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練 (機能訓練) 計画」と、

4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第一百三十四条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画 (以下この章において「サービス利用計画」という。)を作成しなければならない。

2・3 (略)

(サービス利用計画の作成)

第一百三十四条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービスの担当者 (以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 2| サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にサービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者 (以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 3| サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。
- 4| サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後ににおいても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

- 5| 第一項から第三項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

第九章 自立訓練 (機能訓練)

第一百五十五条 自立訓練 (機能訓練) (規則第六条の六第一号に規定する自立訓練 (機能訓練) をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス (以下「指定自立訓練 (機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第一号に規定する者に対して、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第一百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで及び第八十五条の二から第九十二条までの規定は、指定自立訓練 (機能訓練) の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百六十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第一百五十九条第一項」と、「第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは、「第一百五十九条第二項」と、「第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第一百六十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練 (機能訓練) 計画」と、

第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百六十二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百六十二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百六十二条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百六十二条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百六十二条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百六十二条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第一百六十二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第一百六十二条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第一百六十二条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百六十二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百六十二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百六十二条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百六十二条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百六十二条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百六十二条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第一百六十二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びに共生型

通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十二条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第六百六十二条の四 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、第五十五条及び前節（第六十二条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六百六十三条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下の条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多

（新設）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六百六十三条の二 次に各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下の条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多

機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日前日当たりの上限をい

いう。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

(表略)

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十七条の六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十七条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

第十章 自立訓練(生活訓練)

第一百六十五条 自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」といふ。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第一百七十二条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十五条の二から第九十二条まで、第一百六十条及び第一百六十二条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第一百七十条第一項から第四項まで」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは、「第一百七十条第二項」と、第五十七条第一項第一項中「次条第一項」とあるのは、「第一百七十二条において準用する前条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(生活訓練)計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

う。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

(表略)

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十七条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十二条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

第十章 自立訓練(生活訓練)

第一百六十五条 自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」といふ。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第二号に規定する者に対して、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第一百七十二条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第九十二条まで、第一百六十条及び第一百六十二条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第一百七十条第一項から第四項まで」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは、「第一百七十条第二項」と、第五十七条第一項第一項中「次条第一項」とあるのは、「第一百七十二条において準用する前条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(生活訓練)計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第一百七十二条の二 白立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」といふ。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に關して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第一百七十二条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に關して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第一百七十二条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(新設)

(新設)

より基準該當自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十二条に規定する基準を満たしていること。

第十一章 就勞移行支援

(通勤のための訓練の実施)

1

第七百七十九条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第一百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三

第一百八十四名

十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条、第一百六十条及び第一百七十条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百八十四条において準用する前条」と、第七十五条第三項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百八十四条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百八十四条において準用する前条」と、第一百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る）」がとあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る）」と同じ。」が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第十四章 就業定着支援

第一百六条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）

新設

の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則第六条の十の二に規定するものを受け、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対する、規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整、その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

三

五
六

第一百八十四条 第九条から第十七条まで 第十九条 第二十条 第二十三条 第二十八条 第三十六条から第四十一条まで 第五十七条から第六十条まで 第六十六条 第六十八条から第七十条まで 第七十三条から第七十五条まで 第八十四条から第九十二条まで 第百七十条の二、百五十九条及び百六十条の規定は 指定就労移行支援の事業について準用する この場合において 第九条第一項中「第三十二条」とあるのは「百八十四条において準用する第八十一条」と 第三十条第二項中「次条第一項」とあるのは「百八十四条において準用する第五十九条第一項」と 第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「百八十四条において準用する第五十七条第一項」と 第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「百八十四条において準用する第八十四条において準用する次条第一項」と「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と 第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と 同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と 第五十九条中「前条」とあるのは「百八十四条において準用する前条」と 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「百八十四条において準用する第五十八条」と「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と 同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「百八十四条において準用する第十九条第一項」と 同項第四号中「第六十五条」とあるのは「百八十四条において準用する第八十八条」と 同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「百八十四条において準用する第七十三条第二項」と 同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「百八十四条」と 第八十九条中「第九十二条」とあるのは「百八十四条において準用する第九十二条」と 第九十二条中「前条」とあるのは「百八十四条において準用する前条」と 第百七十条の二第一項中「支給決定障害者」(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る)が「支給決定障害者」(厚生労働大臣が定める者に限る)とあるのは「厚生労働大臣が定める者を除く」のと読み替えるものとする

(第二節 人員に関する基準)

(新設)

(新設)

(従業者の員数)

第二百六条の三 指定就労定着支援事業者は、当該指定就労定着支援事業を行つる者（以下「**指定就労定着支援事業者**」といふ。）が当該事業を行う事業所（以下「**指定就労定着支援事業所**」といふ。）に置くべき就労定着支援員の数は、**指定就労定着支援事業所**ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 | **指定就労定着支援事業者**は、**指定就労定着支援事業所**ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「**生活介護等**」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、**指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、**サービス管理責任者**として置くこととする。**

一 | 利用者の数が六十以下 一以上

二 | 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すこと

に一を加えて得た数以上

3 | 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 | 第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 | 第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第二百六条の四 第五十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(新設)

(新設)

(設備及び備品等)

第二百六条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、**指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等**を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

(新設)

(新設)

第二百六条の六 サービス管理責任者は、第二百六条の十二において準用する第五十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 | 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 | 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 | 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第二百六条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第二百六条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上で的一般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 | 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第二百六条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第二百六条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
その額

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要な事項

(記録の整備)

第二百六条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を

2 | 整備しておかなければならぬ。

2 | 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならぬ。

1 | 次条において準用する第十九条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録

記録項目

2 | 次条において読み替えて準用する第五十八条第一項に規定する就労定着支援計画

(新設)

(新設)

三 次条において準用する第二十九条に規定する市町村への通知に係る記録
四 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録
五 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百六条の十二 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の十一」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二」において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条の十二」において準用する第二十二条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二」において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十五章 自立生活援助

第一節 基本方針

第二百六条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」といいう。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百六条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、又は口に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 | 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

4 | 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 | 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

(準用)

第二百六条の十五 第五十一条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(準用) 第三節 設備に関する基準

第二百六条の十六 第二百六条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第二百六条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならぬ。

(定期的な訪問による支援)

第二百六条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第二百六条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があつた場合には、速やかに

1 | 当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。
2 | 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
3 | 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

(新設)

第二百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第二百六条の二十において準用する第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十において準用する次条第一項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

第十六章 共同生活援助

(従業者の員数)

第一百八条 (略)

(新設)
第十四章 共同生活援助
(従業者の員数)

第一百八条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)
二 (略)
三 (略)

イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この章において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

口÷二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

口÷二 (略)

三 (略)

2・3 (略)
(介護及び家事等)

第二百十一条 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

第五節

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助

(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護をする者に対する、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第二百十三条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

(新設)

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、

次のとおりとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

2・3 (略)
(介護及び家事等)

第二百十一条 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助

(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護をする者に対する、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

(新設)

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、

次のとおりとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
 ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
 三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

口 イ 利用者の数が三十以下 一以上
 ロ 利用者の数が三十以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 一以上

2 | 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 | 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 | 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 | 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第三百十三条の五 第二百九条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

(設備) 設備に関する基準

(新設)

(新設)

第三百十三条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

1 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。

2 | 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

3 | 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とする。

4 | 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人)以下とすることができる。

5 | 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。

6 | 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができます。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第二百十三条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第百十四条に規定する指定短期入所(第百十五条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第二百十三条の八 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百十三条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならぬ。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図ることともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共

同生活援助の提供に当たつては、法第八十九条の第三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(準用)

第二百十三条の十一 第九条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第六十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条

第一百七十二条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第二百十三条の十一」において準用する第三十一条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百三十条の十一において準用する第二百十条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二百二十二条の四第一項」と、第五十条第三項」とあるのは、「第二百十三条の十一において準用する第二百十条の四第二項」と、第五十一条中「療養介護計画」とあるのは、「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第八条中「療養介護計画」とあるのは、「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同

第二項第一号中「第五十八条」とあるのは、「第二百十三条の十一において読み替えて準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは、「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同

項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは、「第二百十三条の十一において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは、「第二百十三条の十一において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは、「第二百十三条の十一において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは、「第二百十三条の二第一項」と、「前条の協力医療機関」とあるのは、「第二百十三条の十一において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第七十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは、「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは、「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第二百十三条の十二 第一節から第四節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百十三条の二十二において読み替えて準用する第五十八条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百十三条の十四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人

(新設)

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百十三条の十二において読み替えて準用する第五十八条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百十三条の十四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人**第二百十三条の十三～第二百十三条の十六**

(略)

第二百十三条の三～第二百十三条の六

(略)

第四款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第二百一十三条の十七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百一十三条の十九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

第二百十三条の十八、第二百十三条の二十一

(略)

第二百十三条の二十二 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三

第二百十三條の八～第二百十三條の十一 (略)
(準用)

第二百十三条の八～第二百十三条の十

第二百三十三条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百三十三条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

第四款 運営に関する規準 (内容及び手続の説明及び同意)

とあるのは「第二百十三条の二十二」と、第九十二条中「前条の協力医療機関」とあるのは二百十三条の二十二において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百十一条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

二百十三条の十二）と、第九十二条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条の十二」において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百十一条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十七章 多機能型に関する特例 (従業者の員数等に関する特例)

第二百十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第一百五十六条第六項及び第七項、第一百六十六条第六項及び第五項並びに第一百八十六条第四項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 (略)

（削る）

第十八章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

附 則

（地域移行支援型ホームの特例）

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第二百十条第一項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一・二 (略)
(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第二百十条第二項から第九項まで（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第二百十条第二項中「四人以上」とあるのは「四人以上三十人以下」とする。

第十五章 多機能型に関する特例 (従業者の員数等に関する特例)

第二百十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項及び第五項並びに第一百八十六条第四項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 (略)

（削る）

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

附 則

（地域移行支援型ホームの特例）

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第二百十条第一項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一・二 (略)
(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第二百十条第二項から第九項まで（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第二百十条第二項中「四人以上」とあるのは「四人以上三十人以下」とする。

第十章 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百十三条又は第二百十三条の二十二において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」であるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。 （施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例） **第十二条** 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」とい、施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第二百十条第一項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

第十章 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百十三条又は第二百十三条の二十二において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」であるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。 （施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例） **第十二条** 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」とい、施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第二百十条第一項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行つてゐる事業所に係る設備に関する特例)

第十八条 指定共同生活援助事業者等は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行ふ場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの)が満たすべき設備に関する基準については、第二百十条第七項及び第八項(これらの規定を第二百十三条の十六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、旧指定基準第二百九条第一項及び第三項に定める基準によることができる。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人單位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十八条の二 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

3 前二項の場合において、第二百八条第一項第二号口から二まで及び第二百十三条の四第一項第二号口から二までの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。

(施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

第十九条 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの)において行われる指定共同生活援助の事業等について、第二百十条(第二百十三条の十六において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第二百十条第七項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上三十人以下」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。

(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行つてゐる事業所に係る設備に関する特例)

第十八条 指定共同生活援助事業者等は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行ふ場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの)が満たすべき設備に関する基準については、第二百十条第七項及び第八項(これらの規定を第二百十三条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、旧指定基準第二百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

(指定共同生活援助事業所において個人單位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十八条の二 第二百十一条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

2 第二百十一条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

3 前二項の場合において、第二百八条第一項第二号口から二までの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。

(施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

第十九条 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの)において行われる指定共同生活援助の事業等について、第二百十条(第二百十三条の六において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第二百十条第七項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上三十人以下」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)の一部を次の表のように改正する。)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)の一部を次の表のように改する。

(傍線部分は改正部分)

		(定義)	
		正	改
		後	前
		(定義)	
		第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
		一・二 (略)	
		三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。	
		(職場への定着のための支援の実施)	
		第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	
		(基本方針)	
		第五十五条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持・向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。	
		(準用)	
		第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。	
		この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二条	
		(新設)	
		第五十五条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第一号に規定する者に対しても、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持・向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。	
		(基本方針)	
		第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二	

三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第五十六条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第六十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する第十七条第一項」と「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十一条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

(通勤のための訓練の実施)

第六十五条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(準用)

第七十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第七十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第五十六条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第二号に規定する者に対して、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第六十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する第十七条第一項」と「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十一条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

(新設)

第七十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第七十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項三号中「第三十条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正する。

1

	改 正	後	
第一条 (定義) (略)			
一～四 (略)			
五 地域相談支援給付決定障害者 法第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。			
六～十四 (略)			
第一条 (定義) この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	改 正	前	
一～四 (略)			
五 地域相談支援給付決定障害者 法第五条第二十一項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。			
六～十四 (略)			

	改	正	後
	改	正	前

(傍線部分は改正部分)

第一条 (定義) この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 サービス等利用計画案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画案をいう。

三 サービス等利用計画 法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。

四～十六 (略)

第二条(略)
2～4
5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行ふ者、指定居宅介護支援事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう）、指定介護予防支援事業者（介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介

第二条(略)
2～4
5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行ふ者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 (略)
（従業者）
第三条 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所（法第五十一条の二十
護予防支援事業者をいう。）その他の関係者との連携を図り、
善及び開発に努めなければならない。
地域において必要な社会資源の改

第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。(以下「指定特定相談支援事業所」という。)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならぬ。ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。

前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定障害児相談支援基準」という。）第一条第九号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援（指定障害児相談支援基準第一条第十号に規定する指定障害児相談支援をいう。以下この項において同じ。）の事業と一緒に）の事業所において一体的に運営している事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者（指定障害児相談支援基準第一条第八号に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。）の数の合計数）が三十五又はその端数を増すことないとする。

3 前項に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、前六月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

（受給資格の確認）

第九条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証（法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。）又は地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。）によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量（法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。）又は地域相談支援給付量（法第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。）等を確かめるものとする。

（指定計画相談支援の具体的取扱方針）

第十五条（略）

2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一五六（略）

七 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供するまでの留意事項、法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければならない。

第九条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証（法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。）又は地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。）によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量（法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。）又は地域相談支援給付量（法第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。）等を確かめるものとする。

（指定計画相談支援の具体的取扱方針）

第十五条（略）

2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一五六（略）

七 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供するまでの留意事項、法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければならない。

八 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第五条第八項に定める短期入所（以下「短期入所」という。）を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間百八十日を超えないようにしなければならない。

九 (略)

3 (略)

一 (略)
二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三 前項第一号から第八号まで及び第十一号から第十三号までの規定は、第一号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。

四 (略)

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正)
第六条 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

附 則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行なう事業所（第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

第五条 第三条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二十第四項の規定を適用する場合においては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

(傍線部分は改正部分)

改 正 前

附 則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行なう事業所（第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

第五条 第三条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十第四項の規定を適用する場合においては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

附 則

(施行期日)
1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条の二及び第六条の二に規定する指定障害者支援施設等については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第六条の規定にかかるわらず、平成三十三年三月三十日までの間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に定められたサービス等利用計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。）については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十五条第八号の規定は適用しない。

(新設)

八 (略)

3 (略)

一 (略)
二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三 前項第一号から第七号まで及び第十号から第十二号までの規定は、第一号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。

四 (略)